

計画の実現に向けて

(1) まちづくりを実施していくための方法

まちづくりを実施していくための方法として、法に基づく規制・誘導手法（地域地区¹、地区計画²等）、自主的なルールづくり（まちづくり条例等）、都市計画事業等の実施（道路・公園整備等）などがあります。

(2) まちづくり推進のための条件整理

上記の方法により、この都市計画マスタープランに示された本町の将来像を実現していくためには、情報の共有化、住民参加、まちづくり推進体制の確立が重要となります。

1) 情報の積極的な開示による情報の共有化

従前の広報紙、防災無線のほかにインターネットなど高度通信技術を利用した電子広報を整備し、住民にとって有用な情報を積極的に公開することで、情報の共有化を進めます。

2) 住民参加によるまちづくりの仕組みづくり

a) ワークショップ³の積極的開催

住民が主体的に参画し、行政との協働によるまちづくりに取り組むため、パートナーシップ制度の一環として、昨年度設置した「まちづくりパートナー」の登録を呼びかけるとともに、「まちづくりパートナー」によるワークショップの開催など情報交換により、住民、行政双方が課題を共有し、緊密な連携による体制づくりに努めます。

1 地域地区

地域地区は、土地利用の方針に基づき良好な市街地環境の保全と市街地のあるべき土地利用の姿を実現するために、規制・誘導を行っていく制度です。

2 地区計画

建築物の建築形態、公共施設等の配置などからそれぞれの地区の特性にふさわしい良好な環境を整備、保全するために定められる計画で、地区レベルのきめ細かな計画制度です。

3 ワークショップ

ワークショップとは、参加者が共に討議したり現場を見たりすることを通じて、前向きな意見を引き出し、お互いの考え方や立場の違いを尊重し学び合いながら、まちづくりの提案などをまとめる手法です。

b) NPO 活動の推進

NPOの活動は、地域の活性化に大きな力と可能性をもっており、まちづくりに必要な組織となりうるものです。同時に法人としての経営形態をもつことから新たな就業の場としての可能性をもち合わせています。NPOが活発で安定した組織となるよう、積極的な相談助言体制や活動環境を整備するなどの育成に努めます。

c) まちづくりの人材育成

まちづくりを多様な主体で進めていくためには、まちづくりに対する住民の意識を高めるとともに、主体的にまちづくりに取り組む方法を身につけていくことが重要になります。行政としても、まちづくりの人材育成を積極的に進めます。

1 NPO
営利目的ではない目的のために活動する組織。民間非営利法人組織の略。

3) 総合的なまちづくり推進体制の確立

a) 役場内の推進体制の充実

都市計画マスタープランを着実に推進していくためには、幅広い課題に対応できるように、役場内における横断的なまちづくり推進体制を構築することが必要です。職員は、時代の潮流を見極める政策能力を養い、幅広く柔軟な姿勢と知識を身につけるため、研修を充実し意識改革と専門性の向上に努めます。

b) 周辺市町との連携

都市計画マスタープランの実現のためには、国・道及び周辺市町との連携も必要となります。そのため、これら関係機関との連携に努めます。

(3) まちづくりの進め方

1) 地域の実情に即したまちづくりの推進

『地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律』の中で都市計画制度が自治事務となり、町がより主体的にまちづくりに関われるようになりました。21世紀の新たなまちづくりにおいては、地域の実情に即したルールづくりの検討など、これまで以上に、地域の状況や住民の意向を反映したまちづくりを推進します。

2) 計画的・効率的なまちづくりの推進

地方分権時代の本格的な地方自治の流れの中、行政は各分野における事務等の合理化、効率化が求められています。財政状態も厳しい現在、事務等に係る費用対策効果など十分見極めるため、行政評価システムを構築し、効率的な施策を展開していきます。

(4) 都市計画マスタープランの見直し

都市計画マスタープランの内容は、社会経済情勢など本町を取り巻く状況の変化や総合計画等上位計画の見直しに合わせ、適切に改定していくことが必要です。改定に際しては、ワークショップ等の住民参加による計画の見直しを推進します。

新都市第998号

平成15年3月27日

新十津川町都市計画審議会
会長 遠藤清一様

新十津川町長 安藤君 明
(建設課 都市整備係)



新十津川町都市計画マスタープランの策定について（諮問）

新十津川町都市計画区域のまちづくりの指針となる都市計画マスタープランの策定について諮問します。

記

- 1 諮問事項 都市計画マスタープランの全体構想及び地域別構想の策定について

平成15年3月31日

新十津川町長 安藤 君 明 様

新十津川町都市計画審議会

会 長 遠藤清一

新十津川町都市計画マスタープランの策定について（答申）

平成15年3月27日付け新都市第998号にて新十津川町都市計画審議会条例（昭和49年12月11日条例42号）の規定に基づき諮問された新十津川町都市計画マスタープランの策定について、次のとおり答申します。

記

- 1 都市計画マスタープランについては、諮問案どおり決定することを適当と認めます。